

日本のインフラ・グランドデザインの時代に思いを馳せる：日本標準時施行120周年

著者	沼田 尚道
雑誌名	ITUジャーナル
巻号	38 1
ページ	53-54
発行年	2008-01
URL	http://id.nii.ac.jp/1146/00008355/

日本標準時施行120周年 —日本のインフラ・グランドデザインの時代に思いを馳せる—

情報通信研究機構 連携研究部門 統括 ぬまた 沼田 なおみち 尚道



明治21(1888)年1月1日午前零時、日本各地で臨時号砲が打ち鳴らされた。

明治19(1886)年7月12日の勅令第51号の定めにより明治21年1月1日から東経135度の子午線の時刻が日本の標準時となったことを広く知らせるために、東京、大阪など日本各地に設置された午砲用の号砲台で実施されたものだ。



写真1. 大阪城における午砲発射の絵葉書(筆者コレクションより)
4名の陸軍午砲担当者の中央に午砲用の大砲が見える

この臨時号砲執行についての文書(内務大臣山縣有朋が陸軍大臣大山巖に対して標準時初起臨時号砲執行を照会した明治20年12月15日付けの内務省文書、陸軍省がその旨了解することを決定した同年12月17日決裁の陸軍省文書、そして、各地の号砲台へ臨時号砲執行の指示を決定した同22日決裁の陸軍省文書)は、国立公文書館アジア歴史資料センターで閲覧することができる。



写真2. 内務大臣が陸軍大臣にあてた号砲発射依頼の文書
(国立公文書館アジア歴史資料センター所蔵、レファレンスコード: C03030306100)

さて、今年の元旦(平成20(2008)年1月1日)、明治21年の日本標準時導入からちょうど120年を迎えた。今日では、日本国内どこに行っても、兵庫県明石市を通る東経135度の

子午線の時刻が、統一的な時刻として使われている。このごく当たり前となった「日本標準時」であるが、その導入期である20世紀初頭の日本社会がどのようなだったか、当時の社会動向の一端に触れてみることにする。



写真3-1. 日本標準時制定75年記念切手(筆者コレクションより)
明治19(1886)年勅令第51号からの75周年を記念して発行された。地球上に明石を通る子午線がデザインされている。



写真3-2. 日本標準時制定100年記念切手(筆者コレクションより)
日本地図上に東経135度の子午線と明石天文科学館の時計がデザインされている。

正午5分過ぎの時刻は午前12時5分なのか午後12時5分なのか話題になることがある。誤解を避けるためには正午5分過ぎは午後0時5分と称すればよいのだろうか、正午過ぎの1時間を「12時何分」と呼びたくなるのは時計の文字盤の一番上に「12」あるいは「E」の文字があるためだろうか? 余談だが、筆者は、1993年、ラオスの首都ビエンチャンの市場で文字盤最上部に「0」と記された機械式の腕時計を見つけた。この時計、白い文字盤の中央にロシア文字でペレストロイカと書かれていたので、かつてのソ連製であろう。珍しかったので購入したのだが、使われないまま、引き出しの奥で静かに眠っている。

閑話休題。「午前12時5分、午後12時5分」の疑問を解消すべく、明治5年11月9日の太政官布告第337号「改暦の布告」をひも解いてみた。この太政官布告は現在も有効である(参照: e-Gov法令データ提供システム<http://law.e-gov.go.jp>)。

この布告には、「時刻はこれまで昼夜長短に従ってそれぞれを12等分してきたが、今後は時計の時刻を昼夜24等分し、子の刻から午の刻までを12時に分けて午前幾時、午の刻から子の刻までを12時に分けて午後幾時と称する」と整理されている。更に、文末に添付された時刻表には、午後12時については「午前0時すなわち午後12時 子の刻」と明記されている。子の刻から午の刻が午前とされ、その午前が0時に始ま

り12等分されているのだから、午前12時0分になると同時に午前満了して次の瞬間から午後になるわけで、そもそも「午前12時5分」という表現自体がナンセンスということになる。しかしながら、午前12時については「午後0時すなわち午前12時」との明示がなされていないので、「改暦の布告」は正午過ぎの一時間の呼称をしっかりと位置付けていないという印象を与えているようだ。もしこの時刻表に「午後0時すなわち午前12時」と記載されていれば、正午過ぎの12時何分は午前か午後かという疑問や誤解は生じなかっただろうに、と思う。もっとも、「改暦の布告」が出され、生活に浸透していた不定時法による子の刻、丑の刻のような言い表し方が定時法による時刻の表記に置き換えられる大変革がなされたのだから、午前と午後の境目のような多少のこと(!?)は当時の社会ではあまり気にされなかったのかもしれない。

ところで、「改暦の布告」以前は、不定時法による時刻を「何時」と称した一方、西洋式の時計が指し示す時刻(すなわち定時法による時刻)は「何字」と称し区別されてきたが、「改暦の布告」によって不定時法が廃止された際に定時法の時刻を「何時」と称すよう改められた。—ここで話題を現代に飛ばす—深夜でも街が眠りにつかない都市部にあっては、深夜日付が変わって1時間5分過ぎた時刻を「25時05分」と呼ぶことがある。平成の今日にあっては、このような摩訶不思議(まかふしぎ)な時刻表現(これは深夜を過ぎても同じ日の延長であるという発想を表現した実用的な表現である)が生まれ、定着してきている。時刻の表記方法も、時刻表現に対する感覚も、時代時代で変化していくようだ。

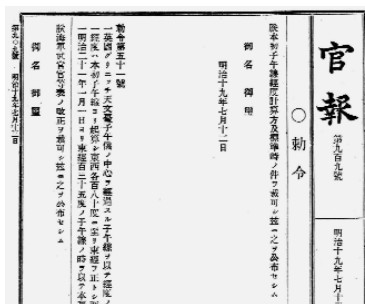


写真4. 官報第909号(明治19年7月13日 内閣官報局) 標準時導入についての勅令第51号掲載の官報(部分)

それでは、近代国家建築を開始したばかりの明治の黎明期から標準時が導入されるまでの間、日本の社会システムの中で「時刻」はどのようにとらえられ、運用されてきたのだろうか。

鉄道では—明治19年、標準時制定が官報に掲載されたのと相前後して、中山道鉄道敷設についての内閣総理大臣伊藤博文の名による閣令第24号が7月19日付け官報に掲載されている。これによると、中山道は地形が険峻な山間地

であり、東海道が平坦な土地を通ることに比して工費も多く、工期も遅いことがわかったため、中山道鉄道敷設を廃止してそのために募集した公債の残高は東海道鉄道工事に使用すべきである、とされている。鉄道建設が押し進められていく中、国家予算がひっばく。どのように鉄道網を整備していくかという議論が展開された。日本のインフラ整備のグランドデザインの時代である。

標準時が導入される以前には、各地の南中時刻を基に正午を定める地方時が広く一般に使われていたため都道府県ごとに時刻が異なっていたのだが、東京・横浜間と東京・高崎間に敷かれた鉄道の運行に使用された時刻は東京の時刻であり、一方、京阪の各鉄道線路で使用されたのは大阪の時刻だった。その後、各地に鉄道が敷設されるようになると、地方の路線ごとに種々の地方時が用いられることの不都合や将来各線路が相互に連結するときに相当の混乱を生じることが懸念されるようになる。そして、日本全国をつなぐことになる鉄道の運行のために全国統一の時刻の使用の必要性が強く認識されるようになった。

気象観測では—内務省が気象観測をするに当たっては、東京の時刻ではなく西京(京都)の時刻によっていた。その理由は、観測のための時刻と東は根室、西是那覇のそれぞれの地方時との差を極力小さく(共に30分程度に)抑えようとしたためであるという。

電信では—電信事業においては、標準時が導入される以前から全国統一的な時が用いられていた。遠隔地であっても瞬時にメッセージが届く電信にあっては、各地の地方時で事業を行ったのでは発信時刻よりも着信時刻の方が早いという不都合が生じてしまう。これを回避する必要に駆られたからだ。

電信の分野において全国統一的な時として採用されたのは東京の時刻だった。明治11年3月19日、内第50号「正午報辰規則」によって電信局長から全国の各分局に対して、「時刻の一斉を保完するため、来る4月1日より電信各分局(鉄道線各分局を除く)に備え付けられた自鳴鐘は東京の正午時辰に基づいて正すべし」と達せられた。これにより、全国の電信各分局は日曜日を除く毎日、本局からの信号により正確な東京の正午の時刻を得て自局内の時計を合わせることとなった。

さて、ここで視点を国際社会に転じてみると、明治12年に改定された「万国電信公法」の細目規則第4条第7章の箇条には「一國中の諸局は総て一斉の時刻を用いるべし。その時刻は首府を以て中度とする」とされており、電信の分野で東京の時刻が用いられたのは当時の世界各国間の取決めに沿うものだった(もっとも、英国ではグリニッジの時刻を採用していたし、必ずしもすべての国が首都の時刻によらなければならないというものではなかったようだが)。

正 誤 表

p.53 右段 9 行目

(誤) 「12」あるいは「・」の文字

(正) 「12」あるいは「XII」の文字